

新 監 査 第 250 号  
令和 5 年 8 月 30 日

請求人 様

新潟市監査委員	古 俣 誉 浩
同	伊 藤 秀 夫
同	飯 塚 孝 子
同	深 谷 成 信

#### 新潟市職員措置請求の審査結果について（通知）

令和 5 年 7 月 3 日付けで提出のありました標記の請求については、地方自治法（以下「自治法」という。）第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしておらず、却下することと決定しましたので通知します。

#### 記

### 第 1 請求の内容

#### 1 請求の提出日

令和 5 年 7 月 3 日

#### 2 請求の要旨

措置請求書に記載されている事項及びこれに添付された事実を証明する書面から、請求の要旨を次のように理解しました。

#### （1）主張事実

ア 広聴相談課長は、令和 5 年 2 月 6 日付け新広聴第 376 号の 2「一部公開決定通知書」に、新潟市情報公開条例第 9 条第 3 項、同条例施行規則第 3 条第 2 項の定めにより「写しの窓口における交付」と記載しなければならないのにこれを怠り、「（ご来庁時、市政情報室の有料のコピー機をご案内します。）」と追記し、請求人に送付した。同年 2 月 13 日、請求人は交付を受ける際、広聴相談課の職員に対し、「出納員及び分任出納員がいない担当課において写しを交付

する場合は、財務会計システムにより納入通知書を作成し、開示請求者に渡し、納入の確認後、写しを開示請求者に交付するものとする。」を適用し、新潟市財務規則第 51 条第 2 項及び第 99 条第 1 項の定めのとおり、納入通知書の交付を求めたが拒否され、市政情報室のコピー機を案内された。さらに、現金領収書の交付を求めたが、これも拒否された。

イ これらは、新潟市財務規則第 51 条第 2 項「納入の通知は、納入通知書を納入義務者に交付してしなければならない」及び第 99 条第 1 項「収入金を収納したときは、領収証書を納入義務者に交付しなければならない。」の定めによらない違法な手続である。

ウ 開示請求者が市政情報室のコピー機でモノクロ 1 枚コピーすると、新潟市に 10 円納入される。しかし、令和 5 年 2 月に市政情報室のコピー機を使用し、モノクロ 1 枚コピーすると、25.94 円の経費がかかり、実質、15.94 円のマイナスとなる。一方、担当課で財務会計システムによる正規の手続によれば、モノクロ 1 枚あたりのコピー代は 1.606 円であり、開示請求者が 10 円納入すると、実質、新潟市に 8.394 円収入される。したがって、財務会計システムによらず、市政情報室でモノクロ 1 枚をコピーすると、新潟市には 24.334 円の損害が生じる。同年 2 月 3 日に開示された文書は 4 枚であり、97.336 円の損害が生じている。

## (2) 措置請求

新潟市情報公開条例、同条例施行規則及び新潟市財務規則に基づく財務会計システムによる情報公開の方法に是正することを求める。

## 第 2 監査委員の判断

本件請求について審査した結果、次のように判断しました。

### 1 住民監査請求の対象について

住民監査請求は、自治法第 242 条第 1 項において、「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合も含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以

下「怠る事実」という。)があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によつて当該普通地方公共団体の被つた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。」と定められており、その対象は、普通地方公共団体の長又は職員等による財務会計上の行為又は怠る事実に限定されている。

これを本件についてみると、請求人は、広聴相談課の職員がコピー代を徴収するにあたり、新潟市財務規則によらず納入通知書及び領収証書を交付しないことが違法な手続であると主張している。しかし、公金の徴収において住民監査請求の対象となるのは、前述のとおり、普通地方公共団体の職員等による違法又は不当に公金の徴収を怠る事実であり、本件請求においては、広聴相談課の職員によるコピー代の徴収を怠る事実に関する主張は一切なく、請求人は公金を徴収する際の手続そのものの違法性を主張しているに過ぎない。

よって、本件請求は不適法な住民監査請求であるといわざるを得ない。

## 2 結論

以上のことから、本件請求は自治法第 242 条第 1 項に定める住民監査請求の対象とされるべき要件を満たしているものとは認められない。